自衛隊は有事に空港、港湾を利用、その時住民の避難は？

6月8日投稿

「事前質問への防衛省の回答を読む」シリーズの続編です。

質問６２は、自衛隊による石垣島の民間空港や港湾の利用と一般市民の利用への制限についてたずねたものでした。

政府・防衛省は、かつて、糸数慶子参議院議員による再質問主意書への答弁書で、同趣旨の質問にこう答えていました。「お尋ねのような新石垣空港や石垣港の利用について確たることを申し上げることは困難であるが、自衛隊の部隊の配置に当たっては、住民の生活や地域の振興にも十分配慮することが重要であると考えている」と。つまり何も答えなかったのです。

http://loveishigaki.jp/archive/deploymentplan/index.html

5月24日の防衛省の２回目説明会で配布された資料でも、この質問への回答は「作成中」でした。よほど答えにくい質問なのでしょう。

http://loveishigaki.jp/…/deploy…/MODn2setsumeikaishiryou.pdf

ところが、沖縄防衛局の森企画部長は、口頭で次のように答えたのです（説明会動画のおよそ38分付近）。

「有事の武力攻撃事態等では、部隊が動くために民間の空港、港湾を使う必要は出てくる。個別に、どの空港をどう使うかなどは、その場に応じて関係機関と調整しながら進める。」

この答えは、先の答弁書を大きく踏み越えて、「有事には使う」とはっきり認めたものです。一般市民の利用制限については触れませんでしたが、当然大幅に制限するでしょう。

重大なのは、有事とは、住民の避難が必要な時だということです。ただでさえ５万人の避難をどうするか大問題なのに、空港、港湾が自衛隊の部隊輸送に使われていれば、住民は逃げる術を失いかねません。

防衛省がこんな重大な答弁をしているのに、議論も対策もしないまま推進決議を急ぐなんて、あってはならないことです。

（写真は南ぬ島石垣空港ホームページより）

関連質問と回答（回答は、6月10日に沖縄防衛局ホームページで発表されたもの）

質問62　「平成２６年度以降に係る防衛計画の大綱」は、「運用基盤」の項で、「民間空港及び港湾についても事態に応じて早期に自衛隊等の運用基盤として使用し得るよう、平素からの体制の在り方も含め、必要な検討を行う。」と述べていますが、石垣島の空港や港湾が自衛隊の運用基盤として使用されるのはどのような事態のときですか。その場合、一般市民の利用はどの程度制限されるのですか。お答えください。 （ 回答） ○ 部隊等が迅速に展開するためには、民間空港及び港湾等を使用し得る体制等について検討をしていますが、現段階で個別具体的な内容についてお答えすることはできません。